

え～ 060B
30. 1. 31

西脇市議会
副議長 浅田康子様

西脇市長 片山象三

西脇市議会基本条例に基づく文書質問書について
(回答)

平成30年1月11日付あ～060で依頼のありましたみだしのことについて、別紙のとおり回答します。

(質問者) 林 晴信議員

(質問項目) 子ども子育て総合支援条例の制定について

- 1 1年間どのように研究したのか
- 2 研究の結果、仮称「子ども子育て総合支援条例」を制定する考えはあるのか。
- 3 制定する考えがあるならば、いつから策定作業に入り、制定の目途をいつとするのか。

(回答)

1 1年間の研究について

(1) 県内の子ども関連条例（6市）の確認

1994年（平成6年）の子どもの権利条約批准以降に明石市など県内6市で制定された子ども関連条例について、それぞれの特色、基本的な考え方などを確認しました。

(2) 子ども・子育て会議での意見聴取

「子ども・子育て会議」（平成29年2月開催）において、条例制定を求める一般質問の内容について報告したところ、委員より、かつて市民協議により医療を守るための条例が制定され、結果として市立病院が守られた経緯がある。条例ができると子育てしやすい環境を市民挙げて皆で守っていくことになる。市民や関係者などが責務を負うことにもなるため、相当の協議が必要となるが、前向きに検討してもらいたいとの意見がありました。

(3) こども総合支援条例に関する事務視察（明石市）

平成29年9月、「明石市こども総合支援条例」を施行（平成29年4月施行）された明石市を事務視察し、次の内容で説明を受けました。

（視察内容）

ア 明石市の条例制定の趣旨、背景について
イ 条例制定過程の状況について
ウ 明石市条例の特徴について 等

(4) 明石市条例と本市各種計画との照合

明石市条例の各条項と本市各種計画の基本目標等とを照合、確認したところ、明石市は「こどもを核としたまちづくり」を

掲げ、総合的かつ継続的な施策展開を念頭に、戸籍のない子どもの支援など本市にはない視点での特色ある施策を明文化した条例構成をされていることが分かりました。

(5) 庁内検討会実施

平成29年10月、次世代創生課、総合企画課、健康課、学校教育課、幼保連携課、こども福祉課の関係課が集まり、明石市等の状況を踏まえ、子ども条例を制定した場合の効果等について、次の視点で検討しました。

ア 条例を制定した場合の効果

イ 条例を制定しない場合の課題

条例は市の基本姿勢を示すものであり、子育て支援施策の根拠として総合的、継続的、安定的に推進するために有効であること、近隣自治体に先駆けて、条例をもって発信力を高めることができるなど、法規範の整備と市内外へのメッセージとしては効果的であることを確認しました。

また、本来、児童福祉法や子ども・子育て支援法等の法律で市町村や国民、事業者等それぞれの責務や定義が定められていることから、重ねて市の条例で定めることの必要性を協議するとともに、条例を制定しない場合は、施策・事業の推進に関して、各種計画により西脇市の独自性や魅力を強く打ち出すことが必要であるとの考え方から、その方法などについて検討しました。

2 子ども条例の制定について

昨今、子育て支援施策の充実や急増する児童虐待予防施策の強化などが望まれ、自治体には地域の実情に応じた子ども施策をいかに推進するのかが問われています。

本市の子ども施策は、現在、各法律に基づく各種計画により実施しており、条例制定に対して、様々な考え方につれる機会を設け研究しました。

視察を行いました明石市においては、「こどもを核としたまちづくり」宣言を条例の中に掲げ、全ての子どもを対象とした「総合的な支援」に関わる条例を制定され、市全体で連携協力しながら取り組むことを規定されています。

本市では、今年度、子育て家庭が置かれている状況などを把握

し、施策に生かしていくことを目的に「ひとり親アンケート」及び「子どもの食生活アンケート」を実施しましたが、課題が福祉、教育、就労、地域のつながり等多方面に及ぶ中、事業展開は行政のみならず、市民、地域など市全体の連携協力の下に行うことの必要性を改めて感じたところです。

また、庁内検討会においては、各種計画による施策の充実と本市の持つ独自性や魅力を強く打ち出す手法の検討をしましたが、一方で、条例制定により子ども施策の基本姿勢を示す法的な基盤を整え、安定的な施策・事業を市全体で取り組むことの重要性を認識しました。

加えて、「子ども・子育て会議」において、委員から条例制定には前向きな意見も出されたことから、今後、子どもの最善の利益の実現を目指し、子どもの視点も大切にしながら、より多くの方々の意見を伺い、地域の実情を踏まえた本市にふさわしい条例の制定について、検討を進めていきたいと考えています。

3 制定の目途について

条例の制定に当たっては、多様な市民の意見を反映したいと考えており、制定の目途については、約1～2年の検討期間を要すると考えています。